

2020年7月31日

内部通報制度認証(WCMS)認証登録について

株式会社広島銀行（頭取 部谷 俊雄）では、2020年7月31日付で、消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」（以下、「WCMS 認証[※]」）に登録されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

（※）WCMS 認証制度は、事業者が自らの内部通報制度を評価し、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（2016年12月9日消費者庁）の基準と照らし合わせ、適合している場合に、事業者からの申請に基づき消費者庁の指定登録機関がその内容を確認した結果を自己適合宣言登録事業者として登録し、所定のWCMSマークの使用を許諾する制度です。
内部通報制度認証（自己適合宣言制度）に基づくWCMSマーク



記

1. 目的

従事者からのホットライン制度[※]に対する信頼性の向上や、ステークホルダーに対してコンプライアンス経営の推進や企業価値の向上に取り組んでいることの説明責任を果たすものです。

（※）当行内の内部通報制度。法令等違反行為の早期発見と是正を図るため、行内外に通報受付窓口を設置

2. 登録に至った背景

金融機関を取り巻く環境が大きく変化するなかで、当行が株主・投資家の皆さまやお客さまからゆるぎない信頼を確保するためには、地域のリーディングバンクとして幅広いニーズにお応えし、より強固な経営基盤を確立するとともに、コンプライアンス重視の経営を実践していくことが大切であると考えており、その一環として本制度に登録するものです。

今後も、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置づけ、企業倫理を風土として定着させるため、コンプライアンス態勢の確立やその周知徹底などに全力で取り組んでまいります。

【当行における内部通報制度の整備状況】

- ・ 通報窓口を行内外に設置するとともに、専用電話・メールなどの複数の通報手段を提供
- ・ 内部通報の実効性の向上を図るため、行外の通報窓口にも、男性弁護士と女性弁護士を配置
- ・ ホットライン制度に関して、全店支店長会議のほか定期的な行内勉強会の実施を通じた全従事者への周知徹底

3. 登録日

2020年7月31日（金）

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社広島銀行 リスク統括部
TEL (082) 247-5151 (代表)